

議論のための参考データ

目次

ア. 実習等の割合及び企業内実習等の時間数関係

- ・各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合3
- ・大学等におけるインターンシップの実施期間.....6

イ. 実務家教員・研究能力を併せ有する実務家教員の割合関係

- ・新規採用された大学等教員のうち、民間企業等の職を前職とする者の割合(学歴別)8
- ・各高等教育機関における本務教員の学歴構成10

ウ. 分野別質保証の観点を取り入れた評価関係

- ・大学等の認証評価について.....12
- ・機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目14
- ・日本技術者教育認定機構(JABEE)15

エ. 専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積に関する基準関係

- ・大学・短大・専門学校に必要な専任教員数比較17
- ・大学・短期大学・専門学校に必要な施設・設備.....20
- ・大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較.....21
- ・大学設置基準上のキャンパスの考え方24
- ・大学のキャンパスに求められる機能・役割について.....25
- ・大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定.....26
- ・大学院のキャンパスの考え方(独立大学院を含む).....28

オ. 学位の種類・表記の在り方関係

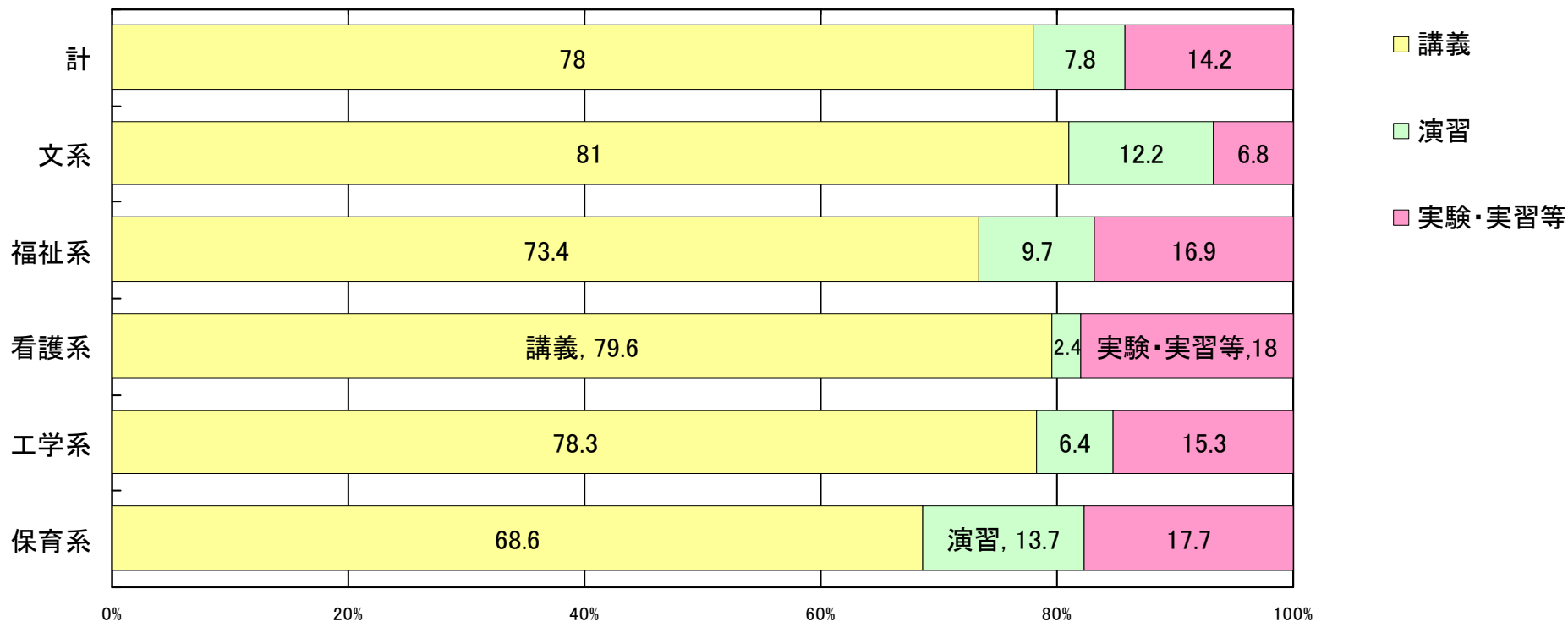
- ・諸外国において学位授与を行う高等教育機関30
- ・国際教育標準分類における高等教育プログラムの分類.....31

ア. 実習等の割合及び企業内実習等の 時間数関係

各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の単位数割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

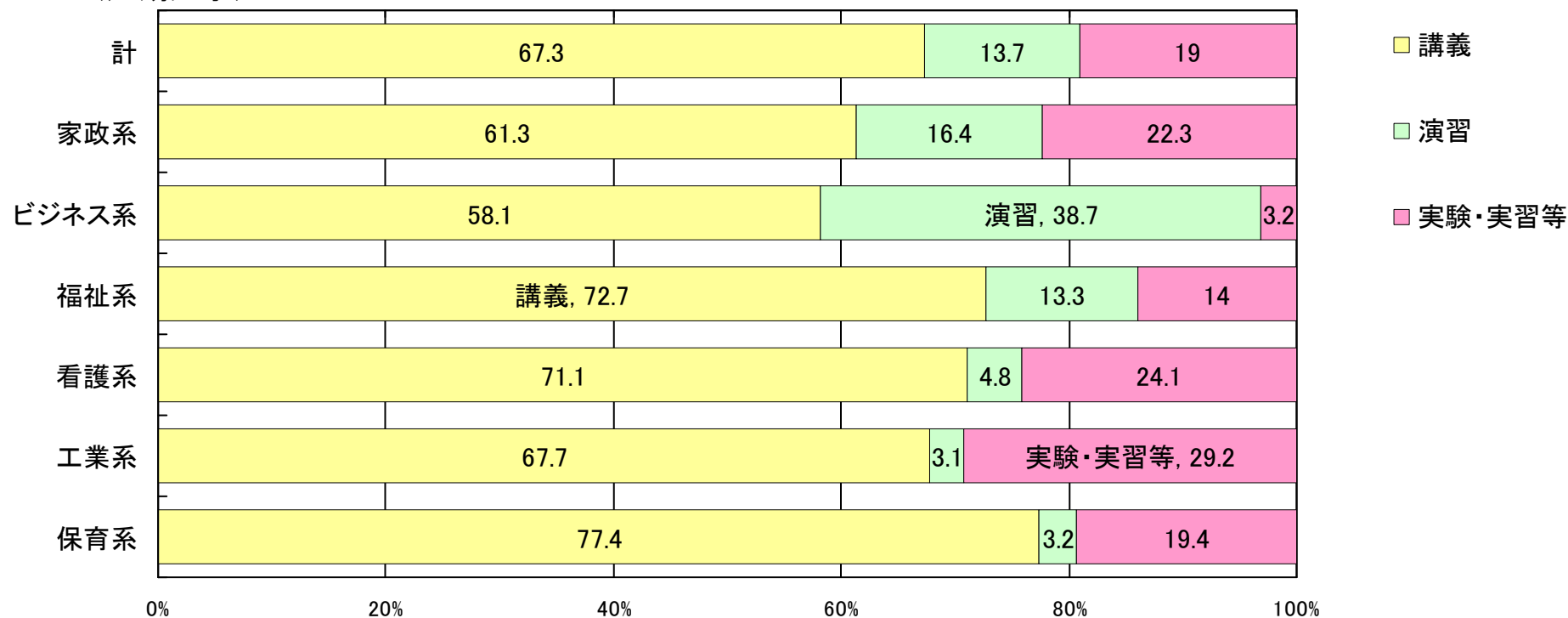
※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

資料:文部科学省調べ

各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合② (短期大学・高等専門学校)

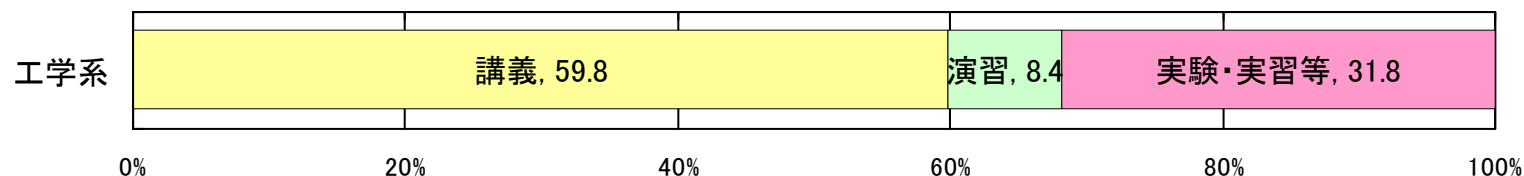
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の単位数割合は、工業系で最も高く約29%。また、ビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%。

(短期大学)



※ サンプル数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

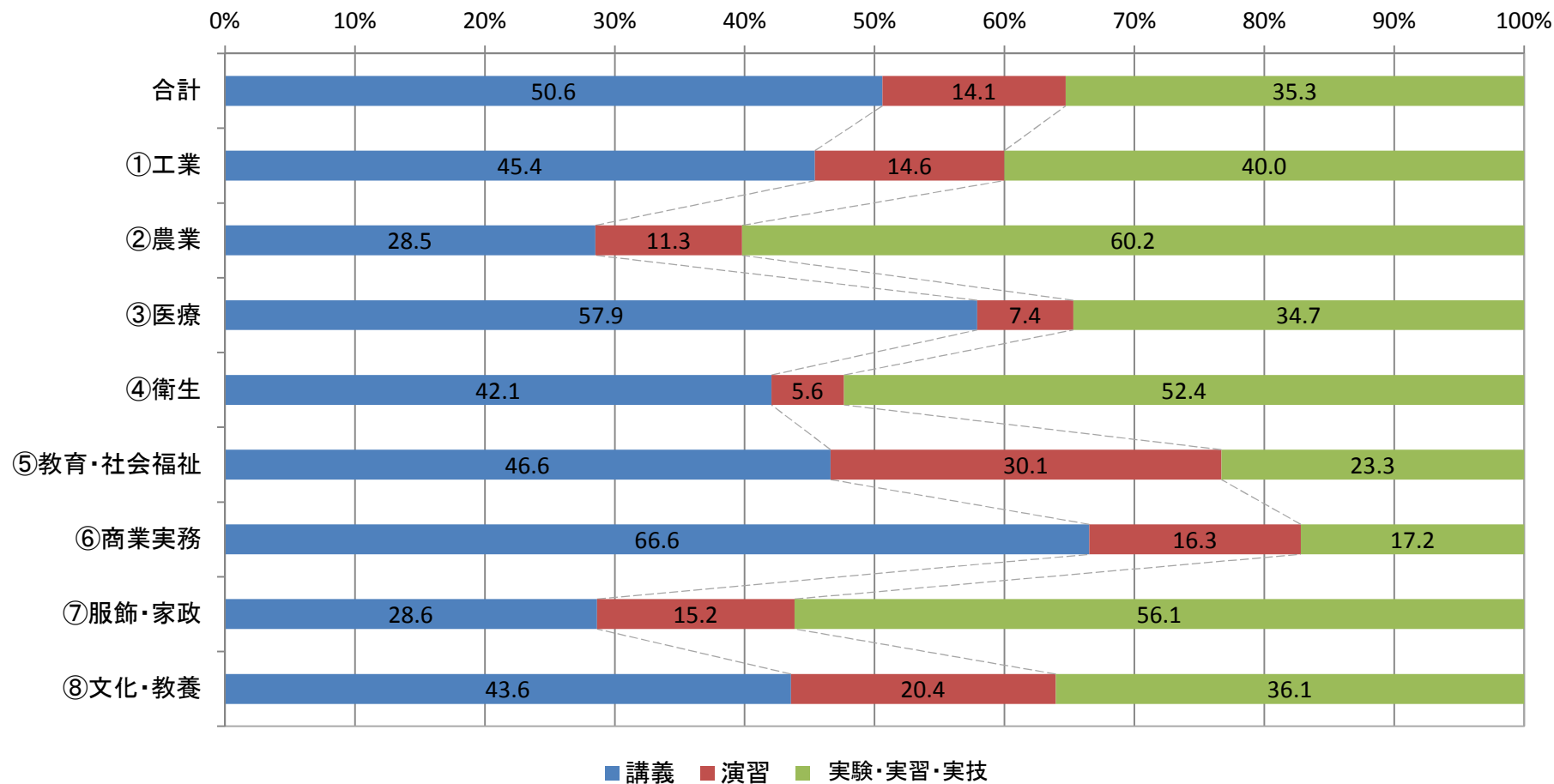
(高等専門学校)



※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない) サンプル数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科) 資料:文部科学省調べ

各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合③ (専門学校)

専門学校のカリキュラムに占める実習等の授業時数割合は、全分野平均で約35%。また、教育・社会福祉分野、商業実務分野等では、実習とともに演習の割合が高い。



出典：平成23年度専修学校を設置する法人等の組織に関する調査、学科・教員に関する調査

大学等におけるインターンシップの実施期間 (体験学生構成比)

学校種別		1日	2日～ 1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 3週間未満	3週間～ 1ヶ月未満	1ヶ月～ 2ヶ月未満	2ヶ月～ 3ヶ月未満	3ヶ月 以上	不明
大学	学部	1.1%	19.2%	31.1%	19.9%	13.2%	5.5%	3.9%	5.6%	0.5%
	大学院	1.0%	13.0%	25.2%	17.3%	11.2%	8.3%	7.1%	14.1%	2.7%
短期大学		0.1%	10.1%	49.3%	22.5%	12.3%	3.3%	0.2%	1.5%	0.7%
高等専門学校		0.0%	35.5%	49.1%	9.6%	3.1%	0.6%	1.1%	0.9%	0.0%

【出典】平成26年度 大学等におけるインターンシップ実施状況について(平成28年3月15日 文部科学省)

イ. 実務家教員・研究能力を併せ有する実務家教員
の割合関係

新規採用された大学等教員(他の大学からの転入者を除く)のうち、 民間企業等の職を前職とする者の割合(学歴別)

大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	11,314人 (100%)	1,545人 (13.7%)	1,004人 (8.9%)	424人 (3.7%)	117人 (1.0%)	3,205人 (28.3%)
	大学院 (博士)	5,243人 (46.3%)	443人 (3.9%)	301人 (2.7%)	115人 (1.0%)	27人 (0.2%)	1,065人 (9.4%)
	大学院 (修士)	1,836人 (16.2%)	438人 (3.9%)	304人 (2.7%)	109人 (1.0%)	25人 (0.2%)	103人 (0.9%)
	大学 (学部)	3,445人 (30.4%)	513人 (4.5%)	309人 (2.7%)	158人 (1.4%)	46人 (0.4%)	2,017人 (17.8%)
	その他	790人 (7.0%)	151人 (1.3%)	90人 (0.8%)	42人 (0.4%)	19人 (0.2%)	20人 (0.2%)

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。
 ※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。
 ※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

短期 大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	541人 (100%)	153人 (28.3%)	101人 (18.7%)	40人 (7.4%)	12人 (2.2%)	9人 (1.7%)
	大学院 (博士)	96人 (17.7%)	15人 (2.8%)	9人 (1.7%)	3人 (0.6%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)
	大学院 (修士)	180人 (33.3%)	41人 (7.6%)	27人 (5.0%)	13人 (2.4%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)
	大学 (学部)	155人 (28.7%)	53人 (9.8%)	36人 (6.7%)	13人 (2.4%)	4人 (0.7%)	5人 (0.9%)
	その他	110人 (20.3%)	44人 (8.1%)	29人 (5.4%)	11人 (2.0%)	4人 (0.7%)	2人 (0.4%)

高等専門 学校		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	193人 (100%)	49人 (25.4%)	39人 (20.2%)	5人 (2.6%)	5人 (2.6%)	-
	大学院 (博士)	136人 (70.5%)	31人 (16.1%)	24人 (12.4%)	4人 (2.1%)	3人 (1.6%)	-
	大学院 (修士)	31人 (16.1%)	9人 (4.7%)	8人 (4.1%)	-	1人 (0.5%)	-
	大学 (学部)	14人 (7.3%)	5人 (2.6%)	3人 (1.6%)	1人 (0.5%)	1人 (0.5%)	-
	その他	12人 (6.2%)	4人 (2.1%)	4人 (2.1%)	-	-	-

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。

※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。

※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

【出典】平成25年度「学校教員統計調査」⁹

各高等教育機関における本務教員の学歴構成

単位：%

区分 (H25年度)	学歴								
	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課程					
大学	100.0	0.3	51.7	22.7	19.7	0.0	4.6	0.3	0.7
短期 大学	100.0	0.1	23.4	34.8	27.8	0.0	2.7	6.8	4.4
高等 専門 学校	100.0	0.1	56.7	31.7	8.4	-	1.2	1.0	0.9

区分 (H25年 度)	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	専修 学校	各種 学校	旧制 高校	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課 程								
専修学校 (参考)	100.0	0.2	2.2	7.6	34.6	0.0	0.6	7.0	41.2	1.7	0.1	4.8

※「博士課程修了者」は、学位論文の審査及び最終試験に合格していない場合でも、所定の年限を在学し、所定の単位を修得したと認定された者を含む
 ※専修学校には、専門課程のほか、一般課程及び高等課程が含まれているため参考値

ウ. 分野別質保証の観点を採り入れた 評価関係

大学等の認証評価について①

大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることとする制度が導入されている（平成16年4月施行）

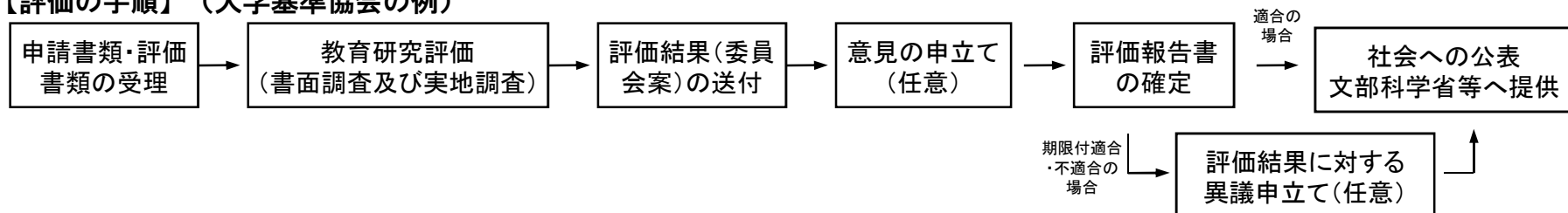
①大学等の総合的な状況の評価（機関別認証評価）

- ・7年以内ごとに、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価を実施。
- ・大学等は、複数の認証評価機関の中から機関を選択。各認証評価機関の定める評価基準に従い評価を実施。

【各認証評価機関の評価基準の項目】

<p><大学基準協会> 10の基準の下に、45項目の「点検・評価項目」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理念・目的 2 教育研究組織 3 教員・教員組織 4 教育内容・方法・成果 5 学生の受け入れ 6 学生支援 7 教育研究等環境 8 社会連携・社会貢献 9 管理運営・財務 10 内部質保証 	<p><大学評価・学位授与機構> 10の基準の下に、81項目の「基本的な観点」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の目的 2 教育研究組織 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法 6 学習成果 7 施設・設備及び学生支援 8 教育の内部質保証システム 9 財務基盤及び管理運営 10 教育情報等の公表 	<p><日本高等教育評価機構> 4の基準の下に、22項目の「基準項目」を設定。基準項目ごとに「評価の視点」(51項目)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使命・目的等 2 学修と教授 3 経営・管理と財務 4 自己点検・評価 	<p><短期大学基準協会> 4の基準の下に、12の「テーマ」を設定。テーマの下に「区分」を29区分設定し、区分ごとに「自己点検・評価のための観点」(72観点)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建学の精神と教育の効果 2 教育課程と学生支援 3 教育資源と財的資源 4 リーダーシップとガバナンス
---	--	--	--

【評価の手順】（大学基準協会の例）



大学等の認証評価について②

②専門職大学院の評価（専門分野別認証評価）

・専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごと）

分野	機関
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団
	独立行政法人 大学評価・学位授与機構
	公益財団法人大学基準協会
経営（経営管理、 技術経営、ファイナ ンス、経営情報）	一般社団法人ABEST21
会計	特定非営利活動法人 国際会計教育協会
経営（経営管理、 会計、技術経営、 ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会
知的財産	一般社団法人ABEST21
	公益財団法人大学基準協会
助産	一般財団法人日本助産評価機構

分野	機関
臨床心理	公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会
教員養成（教職大学院、 学校教育）	一般社団法人教員養成評価機構
公共政策	公益財団法人大学基準協会
情報、創造技術、組込 技術、原子力	一般財団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）
ファッション・ビジネス	公益財団法人 日本高等教育評価機構
ビューティビジネス	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
環境・造園	公益財団法人日本造園学会

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

○細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第4条第2項)

日本技術者教育認定機構(JABEE)

1. 概 要

我が国国内大学等の理工系分野の学部等を評価・認定するために、平成11年11月、学協会を中心として産業界の協力により、「日本技術者教育認定機構(JABEE)」(会長:吉川弘之氏)が発足。米国、英国、カナダ等の認定団体が認定の相互承認を行っている協定(ワシントンアコード(WA):地域の団体が加盟)に、平成17年6月に正式加盟。

2. 目 的

- ・技術者教育の質の向上
- ・技術者教育の国際的通用性・共通性の担保
- ・将来的なエンジニア資格の国際的相互承認に向けた条件整備

3. 対 象

4年制理工系学部教育(2年制専攻科を持つ高等専門学校・短期大学の教育を含む)における技術者教育プログラム。なお、認定プログラム修了生は、その技術者としてのレベルが国際的に担保される。

4. 認定の有効期間

最長5年間

5. 主な審査項目・基準

各分野を通じた共通基準と各分野毎の分野別基準により審査。

◎ 審査項目

教育目標、教育成果、教育成果の現状分析、入学者選抜方法・カリキュラム等の教育手段、教育組織、施設・設備等の教育環境、自己点検システム等の教育改善方法 等

6. 審査方法

大学からの自己点検書の審査及び企業関係者を含む審査チームによる実地審査

7. 認定状況

平成22年度:9大学・2高等専門学校 11プログラム

平成23年度:8大学・2高等専門学校 15プログラム

平成24年度:10大学 12プログラム

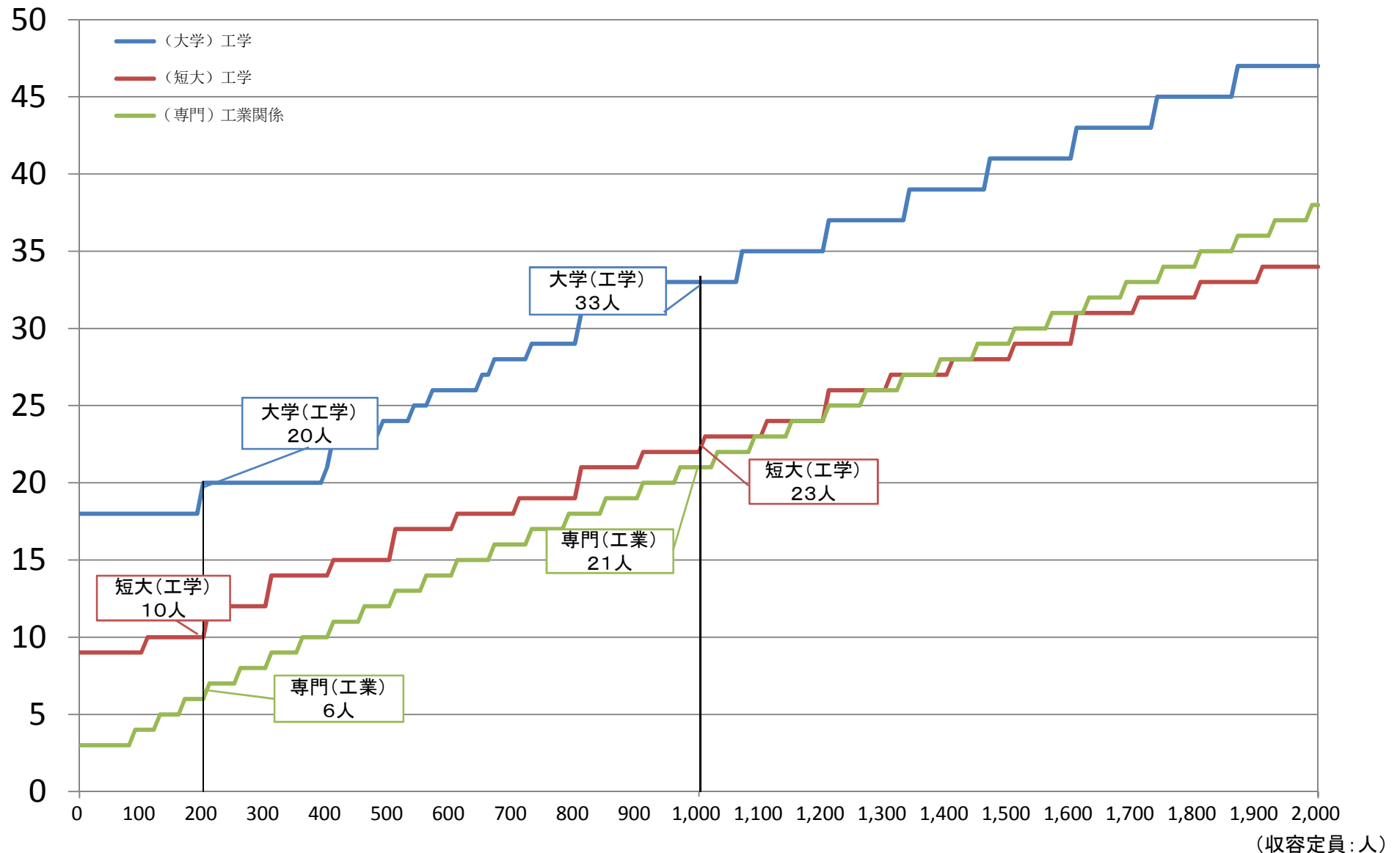
平成25年度:7大学 8プログラム

平成26年度:5大学・2高等専門学校 12プログラム

工. 専任教員数、備えるべき施設設備、
校地・校舎面積に関する基準関係

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(工学・工業関係)

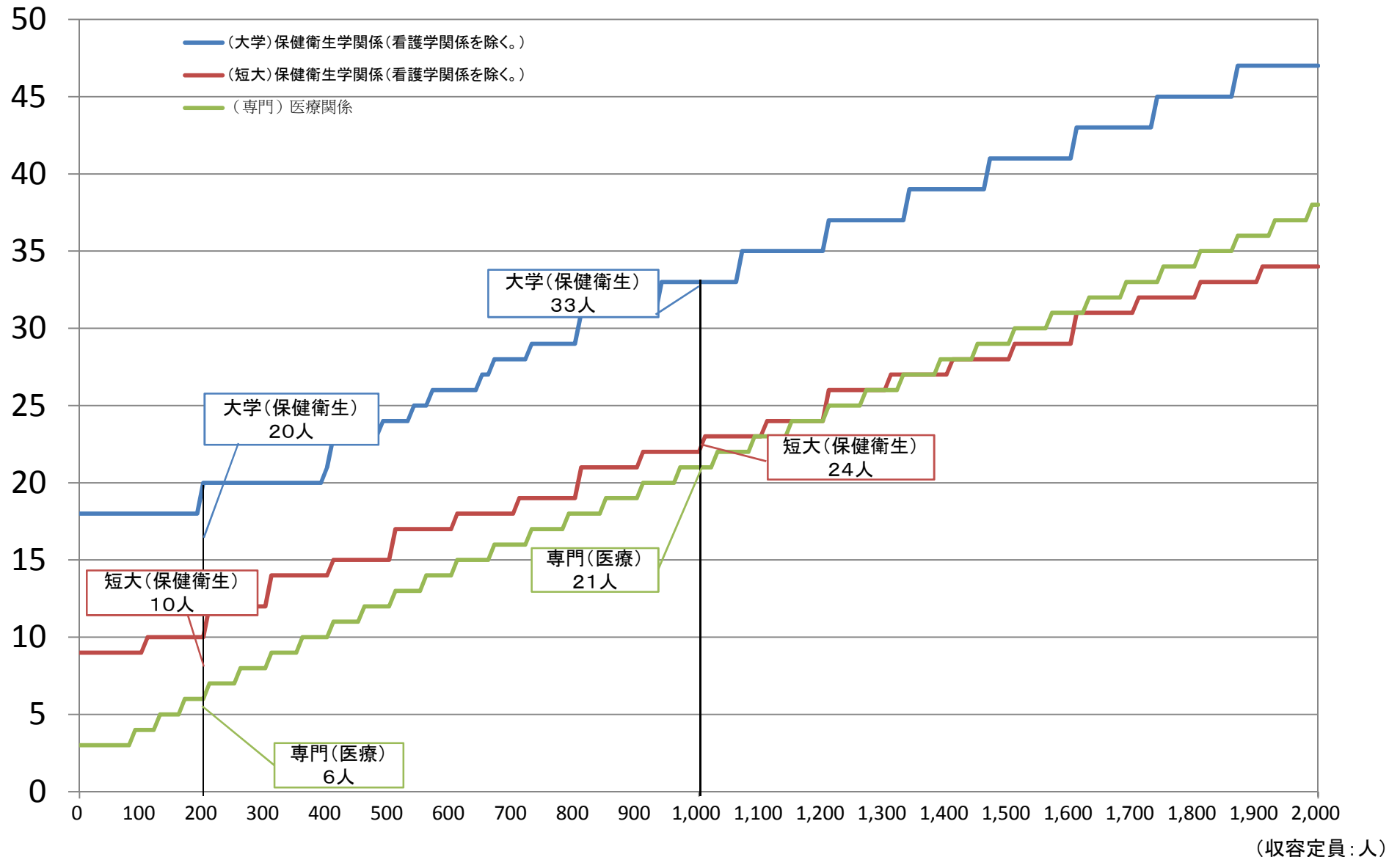
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

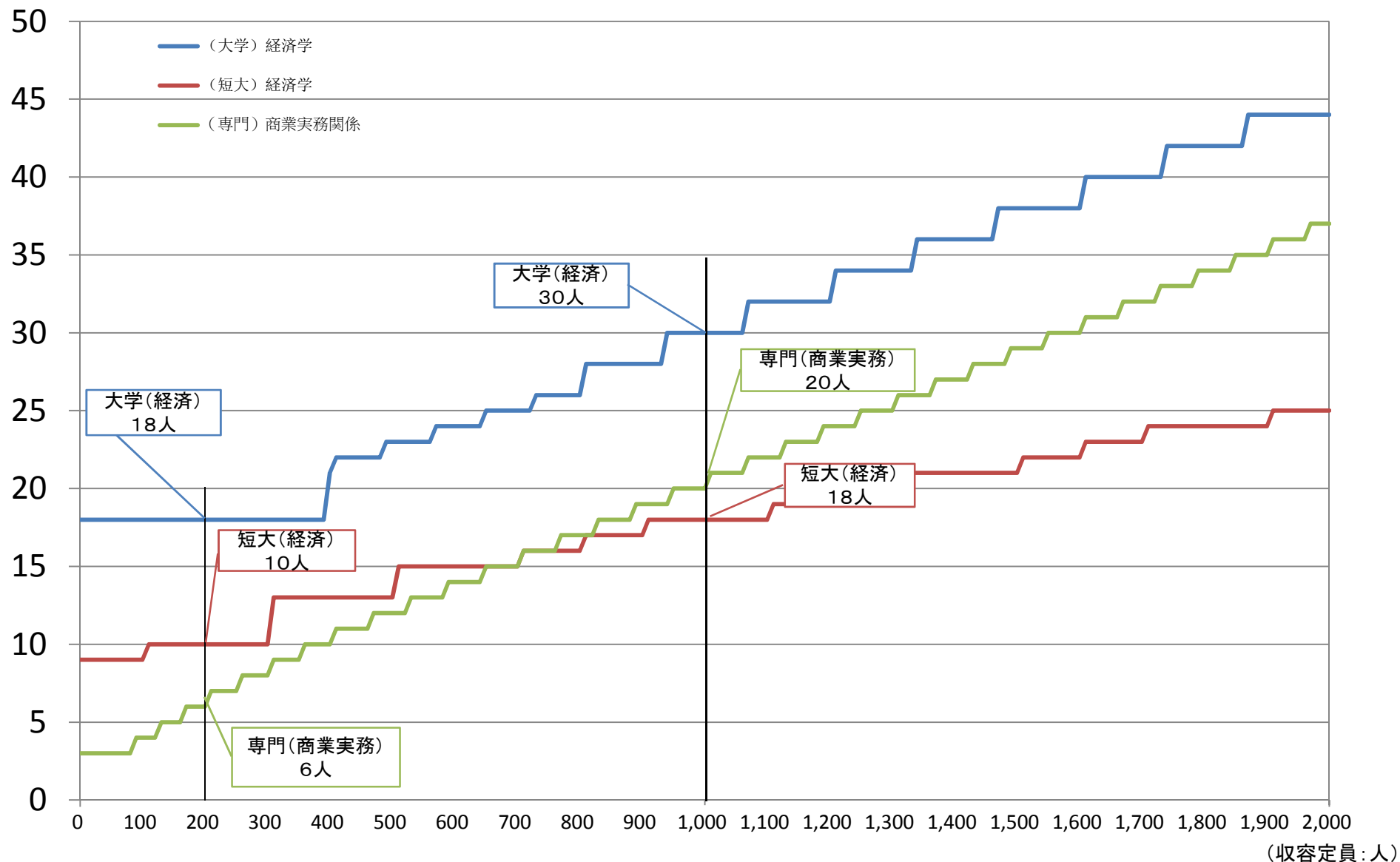
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(経済学・商業実務)

(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短期大学・専門学校に必要な施設・設備

◎;必置/目的に応じ必置・確保 ○;一定の要件に該当する場合を除き必置/原則として設置 △;なるべく設置/設置に努力

		大学院		大学	短大	専門学校	
			独立大学院				
敷地	校地	—	—	◎ 収容定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 学生定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 校舎等の保有に 必要な面積	
	運動場	—	—	○	○	△	
校舎等施設・設備	学長室、会議室、事務室	—	○	○	○	◎ 教員室、事務室 等を備える	
	研究室	○	◎	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	△	
	教室(講義室、演習室、実習室等)	○	◎	◎ 必要な種類と数を備える	◎ 必要な種類と数を備える	◎	
	図書館・図書室	教育上の必要な資料	◎	◎	◎	◎	—
		情報の処理・提供システム	—	—	△	△	—
		閲覧室、レファレンスルーム、 整理室、書庫等	—	—	◎	◎	—
	医務室(保健室)	—	○	○	○	△	
	学生自習室、学生控室	—	○	○	○	△	
	情報処理及び語学の学習のための施設	—	—	△	△	—	
	その他	体育館	—	—	○	○	—
体育館以外のスポーツ施設/講堂/寄宿舍、 課外活動施設その他の厚生補導施設	—	—	—	△	△	—	
附属施設 附属学校【教員養成】、附属病院【医学又は歯学】、 農場【農学】など	—	—	—	(◎) 学部・学科の種類に 応じて必置	(◎) 教育研究上必要な 場合は設置	(◎) 目的に応じ 設置	

・教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

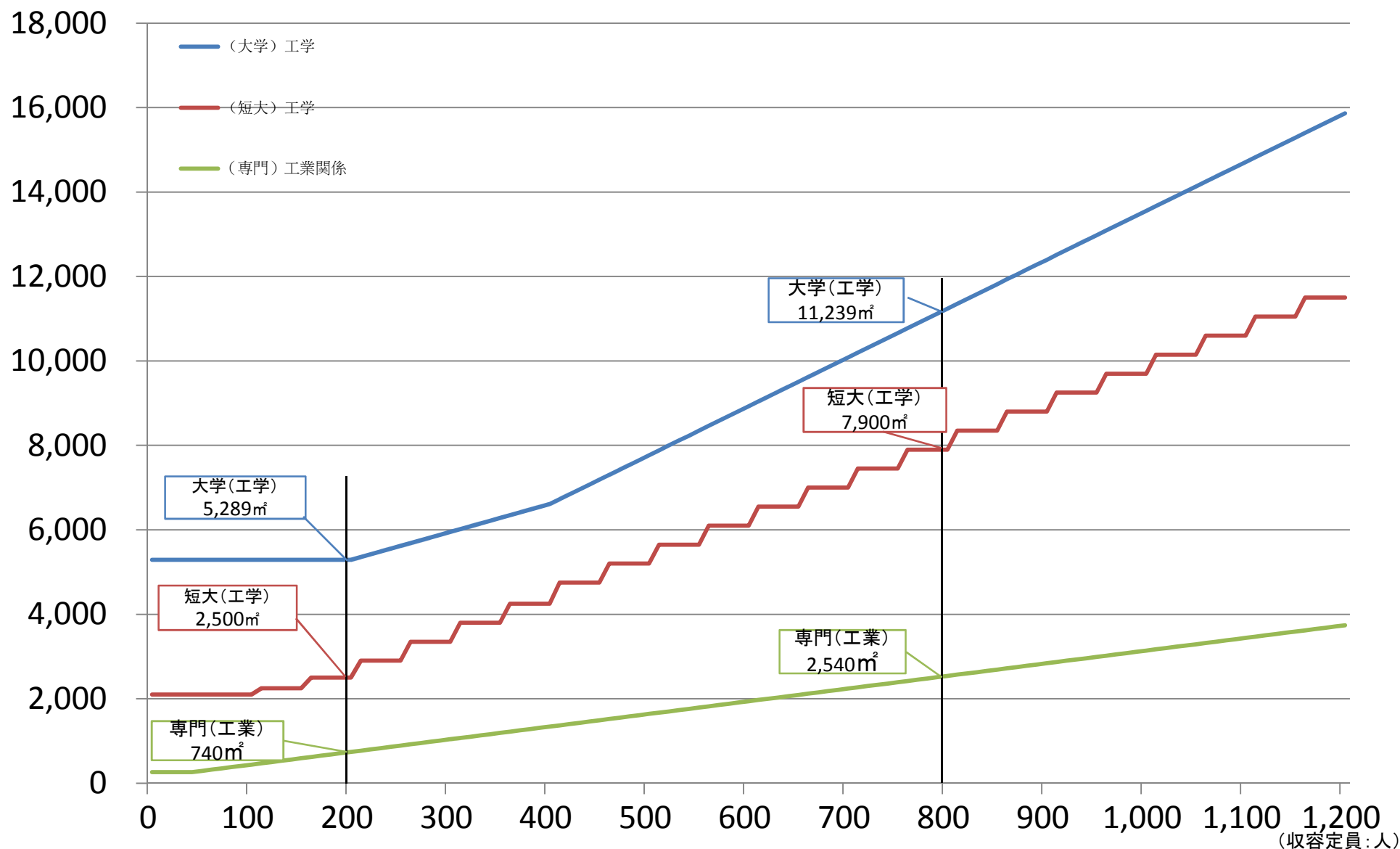
・十分な教育上の配慮を行った上、連携する研究所等の施設及び設備を共用することができる。

・教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

・特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(工学・工業)

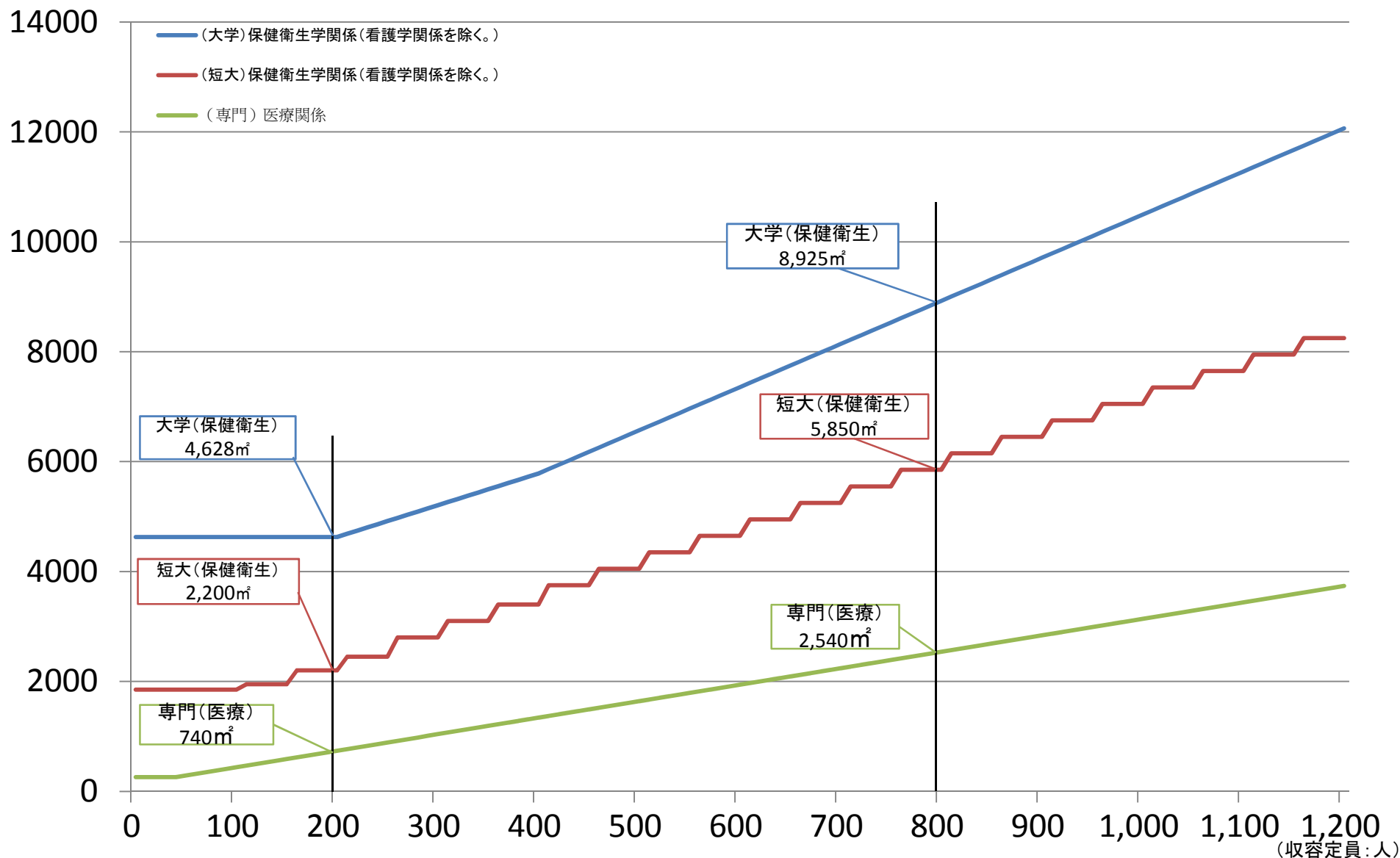
(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

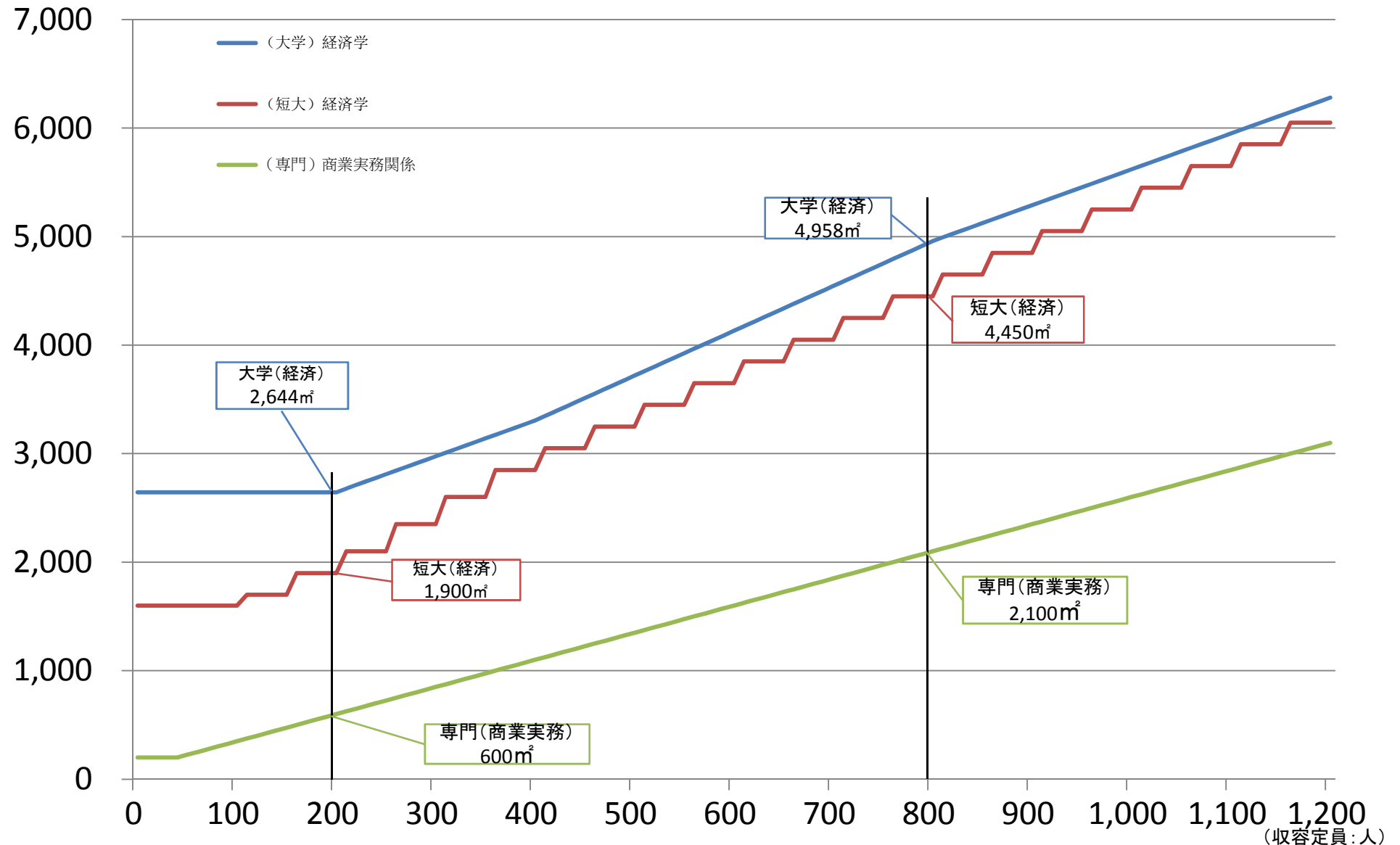
(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(経済学・商業実務)

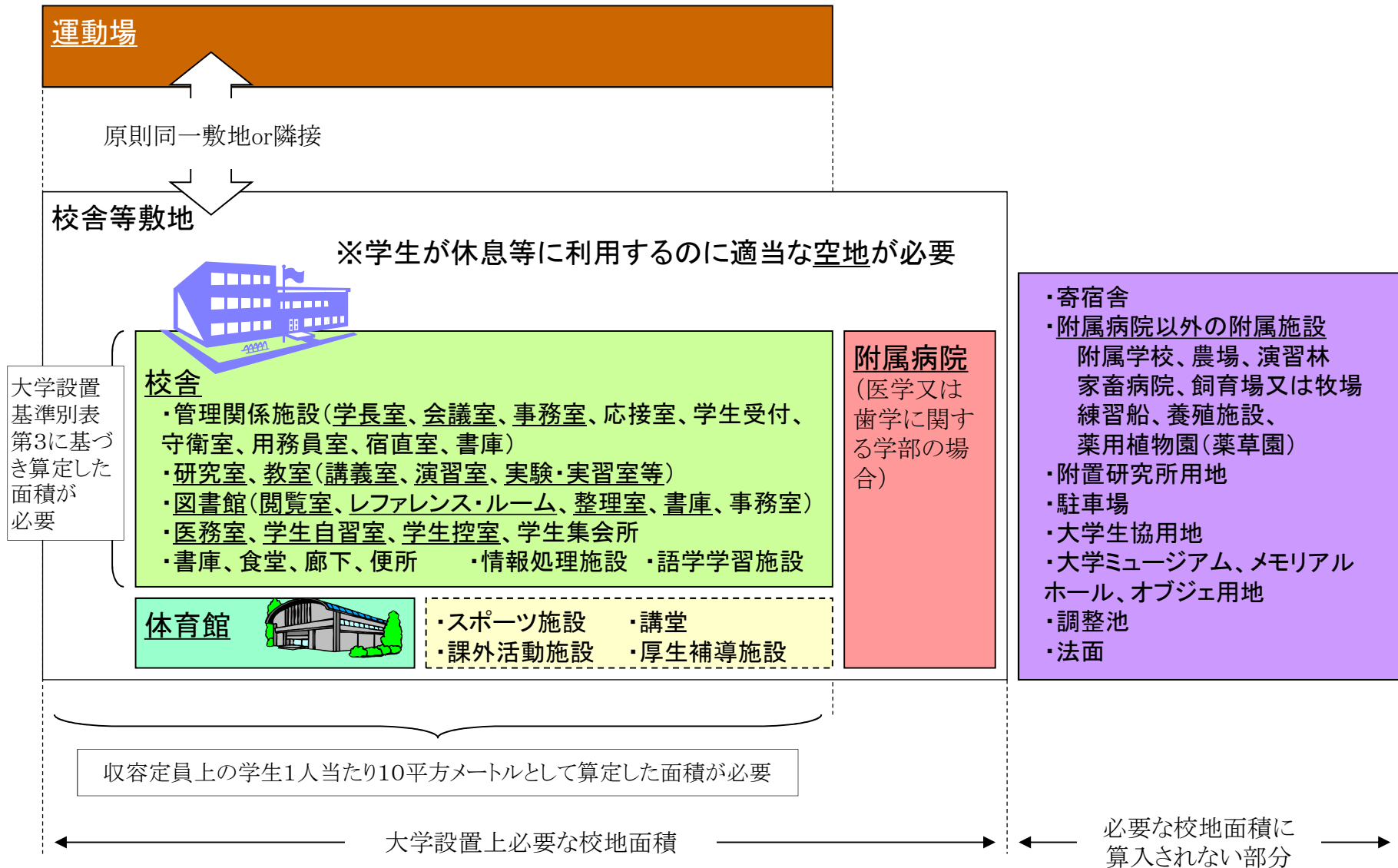
(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学設置基準上のキャンパスの考え方(イメージ)

※下線を引いた施設は、必置ないし原則設置



「大学のキャンパスに求められる機能・役割について」

大学分科会(大学教育部会)では、今回の特区制度の全国化の検討に関連して、大学のキャンパスに求められる機能・役割を以下のとおり取りまとめた。

- キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。具体的には、
 - 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
 - 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
 - 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、の機能・役割がある。
- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。
- 構造改革特別区域推進本部決定による空地・運動場要件の撤廃を行う特区の全国化に際して、空地及び運動場を設置しなくてもよいとする場合は、空地及び運動場を含むキャンパスの機能・役割の意義等を踏まえると、あくまで例外的なものとして考えるべきである。

空地及び運動場を設置しない場合は、予防措置が求められることとなるが、その場合においても、教育研究の場にふさわしいキャンパスを備えることの重要性を認識した上で同等以上の代替措置を講じること及びその情報が公表されることが確実に担保されていることが必要である。

(以下、略)

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(1)

敷地について

【校舎等敷地】(大学設置基準第34条)

校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

【運動場】(第35条)

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

【面積基準】(第37条、第37条の2)

大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、收容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

校舎の面積は、1個の学部のみを置く大学にあっては、別表第三イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

施設について(1)

【校舎等施設】(第36条)

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ・学長室、会議室、事務室 ・研究室(専任の教員に対しては必ず備える)
- ・教室(講義室、演習室、実験・実習室等。学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備える)
- ・図書館、医務室、学生自習室、学生控室

このほか、

- ・校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- ・校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(2)

施設について(2)

【図書館】(第38条)

- ・図書館には、その機能を十分に発揮させるために**必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。**
- ・図書館には、大学の教育研究を促進できるような**適当な規模の閲覧室**(学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。)、**レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。**

【附属施設】(第39条・第39条の2)

- | | | | |
|-----------------|----------------------------|----------------|-------------------|
| ・教員養成に関する学部又は学科 | 附属学校 | ・医学又は歯学に関する学部 | 附属病院 |
| ・農学に関する学部 | 農場 | ・林学に関する学部 | 演習林 |
| ・獣医学に関する学部又は学科 | 家畜病院 | ・畜産学に関する学部又は学科 | 飼育場又は牧場 |
| ・水産学又は商船に関する学部 | 練習船 (共同利用による場合を含む。) | | |
| ・水産増殖に関する学部 | 養殖施設 | ・薬学に関する学部又は学科 | 薬用植物園(薬草園) |
| ・体育に関する学部又は学科 | 体育館 | | |
- このほか、
- ・工学に関する学部を置く大学には、原則として**実験・実習工場**を置く。
 - ・薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、**薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。**

設備について

【図書等の資料】(第38条)

学部の種類、規模等に応じ、**図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。**

図書館は、**図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。**

【機械・器具等】(第40条)

学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて**必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。**

大学院のキャンパスの考え方(独立大学院を含む)

大学院のキャンパスに関する規定

【敷地・施設・設備の学部との共用】(大学院設置基準第22条)

大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

【校舎等施設】(第19条)

大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

【図書等の資料】(第21条)

大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

【機械、器具等】(第20条)

大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。



大学院における施設・設備については、規定上は研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)のみ必置となっているが、学部の敷地・施設・設備を活用した教育研究活動を行うことが想定されている。

独立大学院に関する規定

【校舎等施設】(大学院設置基準第24条第1項)

独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。



学部を基礎とする大学院同様、研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)が必置であり、その他、大学設置基準第58条の反対解釈として、第36条第1項の施設(管理関係施設、図書館、医務室、学生自習室・控室等)は必要。それ以外の施設(体育館等)については教育研究上の必要に応じて置くこととしている。校地・運動場に関する規定は適用除外されている。

オ. 学位の種類・表記の在り方関係

諸外国において学位授与を行う高等教育機関

	アメリカ		イギリス			ドイツ		フィンランド	
	4年制大学	2年制大学 (コミュニティ カレッジ)	旧大学	新大学 (旧ポリテクニク)	継続教育 カレッジ	総合大学	専門大学 (Fachhochschule)	大学	専門大学 (AMK)
学位 【国内表記】	○ bachelor	○ associate degree (※)	○ bachelor	○ bachelor	○ foundation degree(※)	○ bachelor	○ bachelor	○ bachelor	○ bachelor 【Ammattikorkeakoulututkinto】
職業系機関の導入年		1800年代		1992年	2007年に学位授与権(※)		1968年		1996年
修業年限	4年	標準2年	3年	3年	2年(※)	3～3.5年	3～3.5年	3年	標準3年
機関の目的への 「研究」の位置づけ	○	× (教育のみ)	○	○	× (教育のみ)	○	○ 応用的	○	○ 応用研究
学位授与の審査権	大学評議会 (より強い)	大学評議会	セネト	学務委員会	一定の自律的な組 織	学部評議会	学部評議会	学部レベルの 組織	学部レベルの 組織
	Academic Senate	Academic Senate	Senate	Academic Board				教授、教職員、学生 で構成	教授、教職員、学生 で構成
大学院の設置	○	×	○	○	×	○	修士課程のみ	○	専門修士課程のみ

※米国の一部のコミュニティカレッジでは、2000年代に入り、地域の4年制大学で学位が授与されていない学問領域が存在している場合に限り、bachelorを授与する取組(コミュニティカレッジ・バカロレア)がある(この場合、Associate degreeは付与されない)。

※英国の継続教育カレッジは、国の審査によりfoundation degreeの授与権を得ることができる。授与権を有しないカレッジは、大学と連携してfoundation degreeの課程を開設することができる。なお、2015年現在、教育学位(bachelorを含む)の認可を得ることも可能となっている。

	フランス		韓国		<参考> 日本		
	大学 学士課程	職業リサンス課程	大学	専門大学	大学	短期大学	高等専門学校
学位 【国内表記】	○ Bachelor 【Licence】	○ Bachelor 【Licence】 (Licence Professionnelle の免状を併せて授与)	○ Bachelor 【学士】	○ Associate Degree 【専門学士】/ Bachelor【学士】	○ Bachelor 【学士】	○ associate degree 【短期大学士】	×(称号) associate 【準学士】
職業系機関の導入年		2000年度に課程を導入		1979年(※)		1964(S39)年	1961(S36)年
修業年限	3年	1年※ (DUT、BTSなど2年の 課程修了後に編入学)	4年	専門学士は2～3年 学士は計4年(※)	4年	2年又は3年	5年
機関の目的への 「研究」の位置づけ	○		○	○	○	○	×
学位授与の審査権	審査委員会(学長が委員を任命)		教授会	教授会	教授会	教授会	—
大学院の設置	○		○	×	○	×	×

※フランスの職業リサンス(licence professionnelle)課程は、大学技術教育免状(DUT)や中級技術者資格(BTS)など2年間の高等教育段階での学修を修了した学生を対象とした1年間の職業志向の課程(2000年度より導入)。課程修了者は職業リサンス(国家免状)を取得し、学士の学位が授与される。

※韓国の専門大学では、専門学士課程(2年or3年課程)修了者にアソシエイト相当の専門学士を、専門学士課程修了後に進学する専攻深化課程(3年の専門学士課程修了者は1年課程、2年の専門学士課程修了者は2年課程)の修了者に学士の学位を授与(専攻深化課程は2008年に導入)。

国際教育標準分類(ISCED*)における高等教育プログラム (準学士・学士・修士レベル相当)の分類

※学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野(普通または職業プログラム)ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。
ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。

ISCED 1997	ISCED 2011
<p>level 5A: 大学型高等教育</p> <p>主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技術を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得できるようになっている。通算教育年数は、理論上の期間ではフルタイム就学で3年以上となっているが、一般的には4年以上であることが多い。</p>	<p>Level 7(academic(74), professional(75)) → 修士又は同等レベル</p> <p>高度な学問的及び(又は)専門職的な知識、技能及び諸能力を提供し、第二学位(second degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムであるが、実体を伴う基礎的研究要素も含まれる。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で1~4年である。医学部、歯学部などの4年を超えるプログラムもここに含まれる。</p>
<p>Level 5B: 非大学型高等教育</p> <p>通常、大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で2年以上である。</p>	<p>Level 6(academic(64), professional(65)) → 学士又は同等レベル</p> <p>中程度の学問的及び(又は)専門的な知識、技能及び諸能力を提供し、第一学位(first degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムである。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で3~4年である。</p>
	<p>Level 5(general edu(54), vocational edu(55)) → 短期高等教育</p> <p>専門的な知識、技能及び諸能力を提供するために設計されており、一般的には、就職に直接結びつく、実践中心で、職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で最低2年であり、一般的には3年未満であることが多い。</p>